

第 1 4 7 号 議 案

足立区立学童保育室の指定管理者の指定について
上記の議案を提出する。

平成 2 4 年 1 2 月 2 0 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区立学童保育室の指定管理者の指定について
足立区立学童保育室の指定管理者を下記のとおり指定する。

記

施設の名称	指定管理者	指定の期間
足立区立亀田学童保育室	北海道札幌市豊平区月寒東五条十丁目3番3号 株式会社プライムツーワン 代表取締役 佐藤 範夫	平成25年4月1日から 平成30年3月31日まで
(仮) 足立区立新田学園 第二学童保育室	東京都足立区関原二丁目25番7号 特定非営利活動法人ワーカーズコープ 代表理事 藤田 徹	平成25年4月1日から 平成30年3月31日まで

(提 案 理 由)

学童保育室の指定管理者を指定する必要があるので、地方自治法第 2
4 4 条の 2 第 6 項の規定に基づき、この案を提出いたします。